

長島・大野・常松法律事務所

URL <http://www.noandt.com>

E-mail info@noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー
TEL: 03-6889-7000 (代表) / FAX: 03-6889-8000 (代表)



豊富な人材で不祥事対応に力を発揮

近年、企業の不祥事は、自動車メーカーから百貨店、鉄道会社、銀行、油圧機器メーカーに至るまで、枚挙にいとまがない。長島・大野・常松法律事務所の不祥事対応・危機管理プラクティスグループでは、企業の不祥事対応、不正調査、行政対応、メディア対応、刑事事件対応、企業の危機管理など、すべての不祥事に関する対応をワンストップで行っている。

その大きな特色は、400名を超える弁護士が所属し、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、上海にオフィスを構え、ジャカルタに現地デスク、北京にも弁護士を派遣するなど、国内外にネットワークを張り巡らせていることだろう。海外での執務経験のある弁護士も多く在籍し、国内案件と国際案件の双方に知見を発揮できることが、不祥事対応や危機管理にも大きな威力を発揮している。

ニューヨーク・オフィスでの執務経験がある眞武慶彦弁護士は、次のように語る。

「国内大手のどこの法律事務所でも不祥事対応をしていると思いますが、私どもの強みはさまざまな

事案に対応することのできる充実したチームを持っていることです。検察官や会計士など、多様なバックグラウンドを持った弁護士のほか、私のように海外勤務の長かった弁護士もいれば、国内案件で多くの経験を積んだ弁護士もいます。

それぞれの得意分野を持った弁護士がミックスしたチームで、不祥事対応、危機管理に当たることができる、それが迅速で的確な対応につながっていると思います」。

シカゴでの勤務経験があり、眞武弁護士とともに危機管理や不祥事対応に当たっている深水大輔弁護士も「不祥事対応・危機管理を担当する弁護士のほかに、その時々々の案件に応じた専門性を持った弁護士の知見を得ながら、クライアントのニーズを満たすリーガル・サービスを提供しています」と、法律事務所としての機動力の高さを強調する。

例えば、IT企業の情報漏洩事件が発生したとき、IT関係の案件を数多く手がけている弁護士がいれば、何が起きているのかがいち早く分かり、適切な対応をすることもできる。多種多様な人材を擁する同事務所だからこそ、顧客が安心できるリーガル・サービスを提供できるといえるだろう。

眞武 慶彦 弁護士 Yoshihiko Mataka

03年東京大学法学部卒業。04年弁護士登録(第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2010年Columbia Law School卒業(LL.M.)。10～13年当事務所ニューヨーク・オフィス勤務。危機管理、不祥事対応、海外争訟を中心としつつ、コンプライアンス体制の構築など幅広い法務分野のアドバイスを提供している。カルテル等の国際的な危機管理案件および紛争案件など、特に北米を中心としたクロスボーダー法務全般について豊富な経験を有している。



深水 大輔 弁護士 Daisuke Fukamizu

05年東京都立大学(現・首都大学東京)法学部卒業。07年東京大学法科大学院修了。08年弁護士登録、15年再登録(第一東京弁護士会)。08年長島・大野・常松法律事務所入所。12年公認不正検査士資格取得。15年The Dickson Poon School of Law, King's College London(LL.M.)。15～16年Kirkland & Ellis LLP(シカゴ)勤務。主に危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス、独禁法、金融レギュレーション等を取り扱っている。



危機的状況を的確に判断したアドバイス

企業不祥事案件について、「私たち弁護士は不祥事を起こしてしまった企業の代理人として、当局対応やマスコミ対応を行うと同時に、事実調査も行い、訴訟を起こされたら、それにも対応します。ほかの仕事と大きく違うのは、時間的な切迫感が特に厳しく短時間でさまざまな対応が求められることです」と眞武弁護士は話す。

業務の中には時間をかけてアドバイスをしたり、契約書を作ったりするものもあるが、危機対応に関しては、その場で何をしなくてはいけないかを的確に判断し、行動しなくてはならない。そうした切迫した状況の中で適切なアドバイスを提供する必要がある。

深水弁護士は「不祥事が起こると、クライアントは混乱した状況下で日頃扱っている業務とは異なる作業を行うことが求められます。そのような状況の中でクライアントをうまくナビゲートするのも弁護士の大切な仕事になります」と付け加える。

近時の品質不正問題の事案では、対外コミュニケーション等の危機対応とともに、事実関係等を明らかにするための大規模な不正調査を同時に進めることも必要になる。それは、一般消費者や取引先に対しての説明責任を果たすためでもあり、不祥事を起こした企業が早期に社会的信頼を回復するためでもある。もちろん、訴訟の準備や、当局に対しての報告等のために必要な調査もある。

「弁護士というのは事実認定のプロでもありますので、何があったのか、なぜ起きてしまったのか、誰が知っていたのか、どれほどの期間不正が行われていたのか、といった事実を突き詰めていきます。調査を進める際に難しいのがメディア対応で、どのようなタイミングで、どのような内容を公表するかによって、その後の企業の立ち直りに影響します。

不祥事の発覚当初にすべてを洗いざらい公表すれば、透明性のある企業だといわれるかもしれませんが、情報の正確性が確保できない可能性もありますし、例えば品質不正の場合、それをやってしまうと、関連する製品を使っていたお客様に迷惑をかけることになってしまうかもしれません。世間に公表する前に少なくとも一部のお客様には説明した上で公表した方が、その後の対応を進めやすいこともあります。ただし、その品質不正が人命に関わるのであれば、世間への公表を優先させるべきでしょう。

さまざまなファクターを考えながら、当該事案において、どのタイミングで、どのようなメッセージを対外的に発信するのが適切かを考えるのも、危機管理の重要なポイントになります」(深水弁護士)。

不正調査をしていく中で、原因分析と再発防止策の検討にも取り組むことになるが、「品質不正問題というのは、非常に長期にわたって継続しており、企業の組織や業務に深く根ざした原因がある場合が多いと感じます」と眞武弁護士は指摘する。

「何十年も前には普通だと思われていたことが、いまの社会では許容されなくなっていることも多いのです。企業がそのような社会情勢の変化への対応を誤ってしまった場合、一個人が不正を行っていたということは少なく、多くの場合は組織ぐるみの不正ということになります。それを根絶するためには、会社の組織として不足していた仕組みや、改めべき点を洗い出すことが欠かせません。その上で、新たなモニタリングの仕組みなど具体的な改善策を提案したりもします」(眞武弁護士)。

海外の訴訟リスクにも迅速に対応

社会がグローバル化している現代。ビジネスも世界中で展開され、日本企業が海外で訴訟を起こされるリスクも大きくなっている。

眞武弁護士によると「ここ7、8年くらいで日本企業が海外当局の調査を受けたり、米国などで大規模な訴訟を起こされたりするケースが増えている」という。

「海外での当局対応という、まず、言葉の壁があります。法律も違えば、罰金の額や刑事罰を受けるときのインパクトも日本とは桁違いに大きくなります。実際の対応では、海外の弁護士と協力して仕事をしますが、彼らと対等にディスカッションするためには、それ相応の知識や経験が求められます」(眞武弁護士)。

「私も眞武弁護士も米国に行くことが多いのですが、海外当局対応をしていて感じることは、リーガルリスクはグローバルに広がっているということです。日本で不祥事が起こったときに、それが日本国内だけの問題で済むのか、あるいは、グローバルな対応が必要になるのか、という判断が必要になります」(深水弁護士)。

「実は、不祥事に端を発する訴訟というのは、国内よりも海外で起こることが多いのです。そのような場合は、事実関係の資料は日本にあって、訴訟手続は海外で行われるということになります。そうなると、国内と海外の両方での執務経験に基づく知識やスキルが非常に重要となります」(眞武弁護士)。

深水弁護士によれば「日本の訴訟と米国の訴訟は大きく異なる」という。「米国ではクラスアクション

ンといわれる集団訴訟があり、被害者の一部が全体を代表して訴訟を起こすことができます。被害者全員の同意を個別に取り付ける必要がなく、被害者側に置かれた消費者は、訴訟に参加しないという意味表示をしない限り、自動的にクラスとしての原告に加わることになります。そうなれば、損害賠償金額も桁外れに大きくなってしまふ可能性があります。

また、ディスカバリーという情報開示制度があり、訴訟に関係のある資料は原告、被告ともに原則としてすべて提出することになっています。つまり、会社の会議メモや上司と部下の間のメールなども広く開示の対象になってしまうことがあります。

その一方で、弁護士と依頼者との間のリーガルアドバイスに関するコミュニケーションは保護されます(弁護士依頼者間秘匿特権)。米国での訴訟リスクがある案件においては、このような特権を適切に維持、管理しながら不祥事対応を進めることが重要となります」(深水弁護士)。

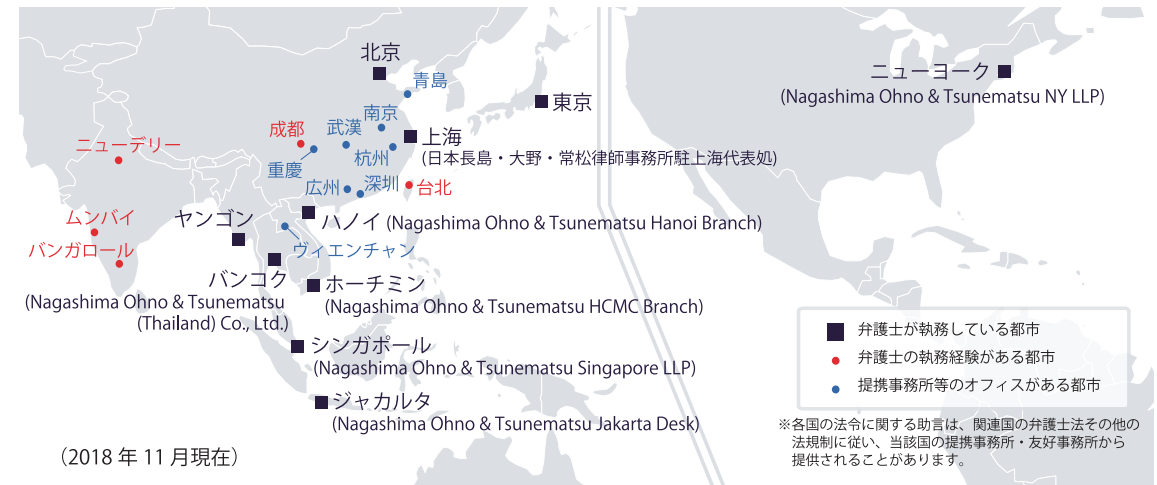
グローバル型の不祥事対応を行う際、米国の法律や制度に関する知識の有無は、日本で不祥事対応をするときにも非常に重要になる。一見、国内の話のように見える案件であっても、製品が海外に輸出されていれば、海外で訴訟を起こされるリスクが高くなるからだ。眞武弁護士や深水弁護士のように、国内外での執務経験を有する弁護士がいることは、グローバルにビジネスを展開している顧客にとって心強い味方といえる。

ノウハウを活かしてコンプライアンス体制を構築

「これだけ多くの不祥事の事例が続くと、クライアントからは事前に防ぐ方法はないのかというご相談も多くなります。2018年3月30日に日本取引所自主規制法人から不祥事予防のプリンシプルが公表されていますが、そこでは、日頃のリスク管理や、現場と本社との間のコミュニケーション等に関する基本的なポイントが指摘されています。

過去の企業不祥事案件の経験をもとに、私たちは、企業のリスク管理体制のレビューという仕事を行っています。その中には、内部通報制度やホットラインといったリスク情報をいち早く吸い上げる仕組みの検証も含まれます」(深水弁護士)。

通報制度が社会に根付いている米国では、罰金額の一部が通報者に報奨金として与えられるといったルールもある。何億という額の罰金が課せられるケースが多く、10%の報奨金をもらえれば十分な



生活保障になり、世間的にもヒーロー扱われることがあるという。隣国の韓国でも、通報者に対する保護や補償を手厚くして通報を促している。

しかし、日本には終身雇用という企業文化があり、内部通報者は会社の裏切り者というイメージが強く、十分に浸透しているとはいえない。そうした現状について、深水弁護士は「転職等に対する考え方は徐々に変化しているものの、日本では職場を去らなくてはなくなるリスク、あるいはその職場に居づらくなるリスクが相対的に高く、この状況を抜本的に変えようとするならば、おそらく5年、10年というレベルで時間がかかる問題だと思えます。そのような状況の中で、企業の重大な不正について内部通報することに抵抗感を持つことはやむを得ない面があります。いまは、日本版司法取引などの動向も見守りつつ、トップメッセージの継続的な発信や、上司と部下あるいは本社と現場との間のリスク情報に関するコミュニケーションの重要性を伝えるといった地道な取り組みが必要だと考えています」と話す。

「コンプライアンス体制の構築にあたって役職員の意識を高めることは非常に重要ですが、意識の改革は簡単なことではありませんし、その達成度合いを客観的に確認することもできません。そこで、内部通報制度の設計以外にも、人事ローテーションを活発にするなどの組織設計上の工夫を併せて提案していくことを心がけています。ほかの部署から配属されてきたときにおかしいことに気付けば、声を上げるきっかけになるはず。そのような機会を増やすことも有効なリスク管理になると思います」(眞武弁護士)。

DATA

- 所属弁護士等
444名(日本弁護士412名、外国弁護士32名)
(2018年11月1日現在)
- 沿革
2000年1月に長島・大野法律事務所と常松築瀬関根法律事務所が統合して設立
- 過去の主要案件
▽一般企業法務▽国内外におけるM&A案件・企業再編案件▽ファイナンス・資金調達案件▽不正調査・不祥事対応案件▽事業再生・倒産案件▽国際仲裁および海外争訟対応を含む紛争案件▽労使紛争等の労働法関連案件▽不動産・J-REIT関連案件▽知的財産関連取引・知財争訟案件▽独占禁止法／競争法関連案件▽税務アドバイス・プランニング、税務争訟案件▽インフラプロジェクト・資源・エネルギー関連案件▽薬事・ヘルスケア関連案件▽アジアや北米をはじめとする海外における事業展開の支援など多数
- 所属弁護士等による主な著書・論文(共著含む)
「不適切会計対応の実務—予防・発見・事後対応」(2018)、『M&Aリスク管理の最前線—国内外の最新実務』(2018)、『取引ステップで考える実践的M&A入門』(2017)、『日米欧 個人情報保護・データプロテクションの国際実務』(2017)、『M&A担当者のための独禁法ガン・ジャンピングの実務』(2017)、『ニュー・ホライズン 事業再生と金融』(2016)、『アドバンス会社法』(2016)(いずれも商事法務)、『会社訴訟・紛争実務の基礎—ケースで学ぶ実務対応』(有斐閣、2017)、『Q&A民法改正の要点 企業契約の新法対応50のツボ』(日本経済新聞出版社、2017)、『M&Aの契約実務(第2版)』(中央経済社、2018)ほか多数
- 受賞歴
ALB Japan Law Awards 2018にてJapan Deal Firm of the Yearを含む複数の部門において受賞。
Mergermarket Japan M&A Awards 2018にてM&A Innovation of the Yearを含む複数の部門において受賞。
Chambers Global/Asia-Pacific、The Legal 500 Asia Pacific、IFLR1000、Asialaw Profiles、ALB(Asia Legal Business) Rankings等の外部機関による部門別評価において各分野にて継続的に高い評価